

# 基金だより

住友ゴム連合企業年金基金

2015年4月



「茶臼山高原 芝桜の丘」〈愛知県〉

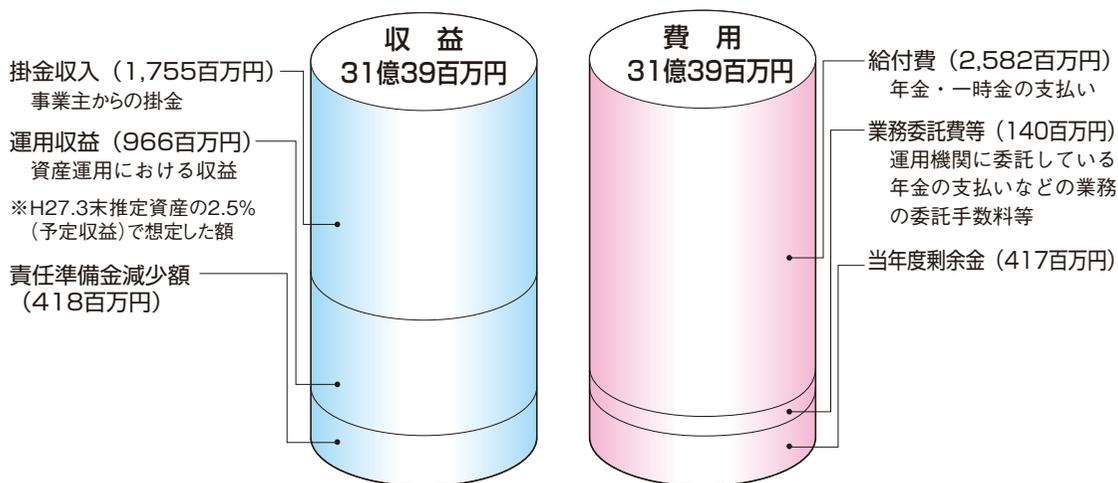
# 平成27年度 基金予算のお知らせ

〔 3月2日に開催されました第24回代議員会で、当基金の平成27年度予算が  
可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。 〕

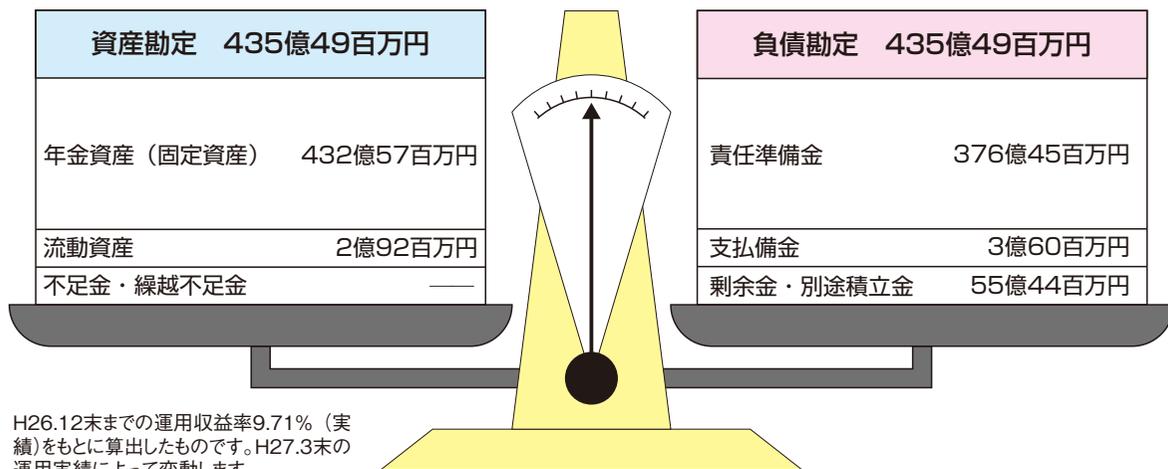
## 年金資産は432億57百万円に

**年金経理** 年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

〔 **1年間の収支見込み** 基金の主な収入源である掛金、年金・一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。  
(予定損益計算書・経常収支) 〕



〔 **財政バランス** 将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額 (数理債務) と、保有する年金資産とのバランスを予測します。  
(予定貸借対照表) 〕



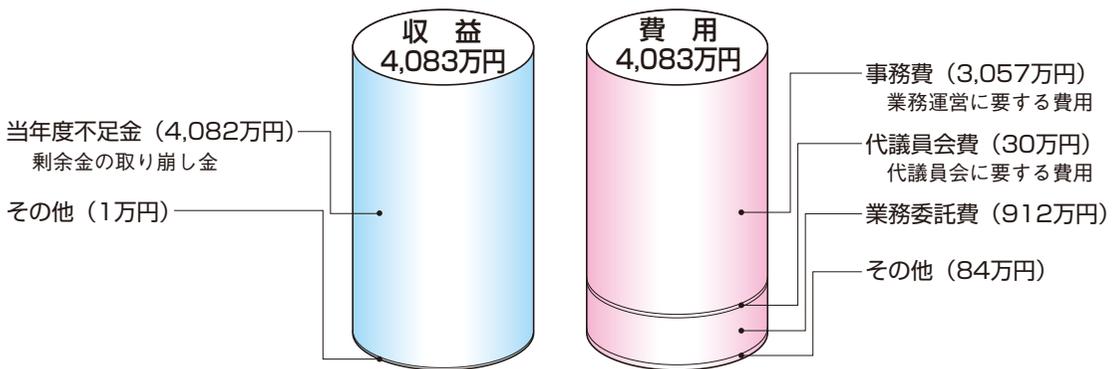


## 業務経理・業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額470円を事業主負担で徴収しています。

尚、平成26年度末（H27.3末）の資産残高は103百万円程度となる見込みですが、これは年間経費の2.5年分に相当するため、平成27年度は一時的に事務費掛金の徴収を休止し、剰余金を取り崩すことで賄う計画といたしました。（第24回代議員会で可決・承認済）



## 予算の基礎数値

平成27年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 27社

2. 加入者数： 10,080人

3. 掛金	標準掛金	1,540百万円
	特別掛金	215百万円
	事務費掛金	0百万円

4. 給付	年金給付	1,297百万円
	脱退一時金	225百万円
	選択一時金	1,000百万円
	遺族一時金	60百万円

平成27年度は  
剰余金の取り崩し  
で対応する



# NewsClip

## 平成27年度4月分からの年金額は0.9%引上げ

1月30日に総務省より発表された「平成26年の対前年物価変動率」は+2.7%となりました。その結果、「名目手取り賃金変動率」は+2.3%となり、賃金変動率よりも物価変動率が大きかったため、年金額は賃金変動率の+2.3%で改定されるととなりました。しかし、過去の物価下落時に年金額を下げなかった特例水準と、本来水準とのズレを解消するために、平成27年4月から年金額を0.5%引き下げることが決まっています。さらに、平成16年の制度改正時に導入された、「マクロ経済スライド」が初めて始動します。マクロ経済スライドとは、「社会全体の年金制度を支える力の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の変化」

に応じて給付水準を調整する仕組みで、年金額を0.9%引き下げます。平成27年度の年金額は上記の調整をあわせて改定されるため、原則0.9%の増額となります。

### ■公的年金額（平成27年度）

年金の種類	年金額
老齢基礎年金（満額）	780,100円
加給年金額	224,500円
障害基礎年金（1級）	975,100円
障害基礎年金（2級）	780,100円
遺族基礎年金	780,100円
子の加算額（1人目・2人目）	224,500円
子の加算額（3人目）	74,800円

## 社会保険の手續にマイナンバーが使用されます

社会保障・税番号制度の導入にむけて、平成27年10月から、国民一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。28年1月から順次、社会保障、税、災害対策などの行政手續でマイナンバーが必要となり、従来から事業主が行ってきた健康保険・厚生年金保険・企業年金に関する手續についてもマイナンバーを利用して行うことが予定されています。

マイナンバーは原則、一生変更されずに使い続けます。マイナンバーは行政手續のため国や地方、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供することになりますが、これらの行政機関等以外にむやみに他人に提供することはできません。

なお、マイナンバーの通知後、市区町村に申請すると個人番号カードが交付されます。個人番号カードは本人確認のための身分証明書として使えるほか、さまざまなサービス（図書館の利用や印鑑登録証など）にも利用できます。

### 社会保障・税番号制度導入の全体スケジュール

平成25年5月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	国や自治体等のシステム改修等
平成27年10月～	国民への個人番号の通知の開始
平成28年1月～	順次、個人番号の利用の開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年1月～	国の機関間での情報連携の開始
平成29年7月 目途～	地方公共団体・医療保険者等との情報連携も開始

最新情報はマイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

をご覧ください。

# 年金証書をなくしたとき

年金証書は、年金を受ける権利があることを証明する書類です。  
なくしたり、汚したりしたときは、再交付の申請をします。

## 年金証書は 年金受給者の資格証明書

国の年金を確実に受け続けるためには、状況に応じて各種届出が必要です。その際、年金証書の提出や記載内容の記入が求められます。万が一、年金証書を紛失してしまったときは、申請により再交付が受けられます。

## 郵送での申請のほか 窓口で即日再交付も可能

再交付にあたっては、年金事務所もしくは街角の年金相談センターの窓口へ行き、「年金証書再交付申請書」を提出して手続すれば、即日再交付が可能です\*。その際は、基礎年金番号がわかる書類、本人確認ができる書類を持参しましょう。

(\*状況により即日交付できない場合もあります。)

郵送による申請の場合は、ねんきんダイヤルに電話して申請書を取り寄せることができるほか、年金事務所や街角の年金相談センターに備えつけの申請書（はがき形式）が利用できます。日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードすることもできます。いずれも送付先は最寄りの年金事務所です。年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページに掲載されています。年金証書を汚したり破ってしまった（き損）ときは、申請書の提出の際にその年金証書も添えてください。

年金証書をなくすと年金の受給権が失われるということはありませんが、いざというときにスムーズな手続ができません。いま一度お手もとにあるか確認してみましょう。

基礎年金番号 99991234561150	生年月日 昭和34年 2月 10日	受給権者氏名 ネシケン タロウ 年金 太郎	受給権者住所 〒000-0000 杉並区高井戸西 3-5-24 00アパート0号室	電話番号 03-1111-0000
再交付を申請する理由 ア 年金証書 イ 改定通知書 ウ 届込通知書 再交付を申請する理由 ウ その他 (イ き損)				

## 参考 ■ 年金証書再交付申請書

### ● 入手場所

年金事務所・街角の年金相談センター、  
申請書の送付を希望する場合はねんきんダイヤル  
(☎0570-05-1165)

### ● 提出先

年金事務所・街角の年金相談センターの  
窓口、郵送の場合は年金事務所

### ● 添付書類

き損した年金証書



## わが家の マネープラン

株式会社FPインテリジェンス

石川 美由紀さん

いしかわ・みゆき

CFP® 1級ファイナンシャル・  
プランニング技能士、日本メ  
ンタルヘルズ協会公認心理  
カウンセラー



# 相続対策は “税制のトレンド”を意識する

平成27年1月から相続・贈与の税制が大きく変わりました。

高齢者層から若年層への資産の早期移転を促し経済活性化を図るために、

いま、国策のトレンドは「相続は増税・贈与は減税」です。

この流れを的確につかみ、相続対策に上手に取り入れていくことが不可欠です。

## 相続税の基礎控除が 4割も縮小!

相続税は、亡くなった人から財産を引き継いだ人にかかる税金ですが、これまで実際に課税されたのは相続発生件数のうち4%程度でした。これは、一定の金額まで税金がかからない「基礎控除」が大きかったためです。しかし、この基礎控除が以前より4割も縮小されるため(図1参照)、今後は相続税が発生する家庭が大幅に増えると予想されます。さらに、相続税の最高税率が従来の50%から55%に引き上げられるなど、亡くなるまで財産を保有している場合には厳しい相続税が待っています。

## 贈与税の課税方法

贈与税は個人から財産を取得したときにかかる税金です。相続が発生してから被相続人の財産を引き継げば「相続税」の対象ですが、生前に引き継ぐと「贈与税」の対象です。課税方法には2つの方法(図2参照)があり、受贈者が贈与者ごとに選択することができます。

「暦年課税制度」は、1月1日～12月31日の1年間にうけた贈与について計算します。贈与をうける人1人当たり年間110万円の基礎控除があり、この金額までの贈与であれば非課税です。年間110万円だけですが、長期計画で複数の人へ贈与を行う場合には、財産移転の累積

効果は少なくありません。

一方、「相続時精算課税制度」は贈与する人やうける人などに要件がありますが、2,500万円というビッグな特別控除があります。子や孫の人生を応援するためにタイミングよく多額の贈与をする場合に活用できます。この制度は、特別控除以下の贈与であれば生前贈与時には贈与税の課税はありませんが、その名のとおり贈与者の相続発生時には相続財産に加算され相続税額を計算するというものです。「贈与時の時価」で加算されるため、優良株式など将来値上がりが見込める財産を相続時精算課税制度で生前贈与すればより効果的です。

## 「贈与は減税」の恩恵をうける

贈与税は、父母・祖父母等の直系尊属からの贈与については税率が緩和(ただし、最高税率は50%から55%へ引き上げ)されたり、贈与を促進するための各種特例もあります。ここでは、贈与に関する代表的な特例を紹介します。

### ① 贈与税の配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間で、居住用不動産または居住用不動産取得資金の贈与を行う場合に2,000万円まで控除できる制度です。

### ② 住宅取得等資金贈与の特例

20歳以上の子や孫が自己の居住用の家屋の新築・取得のための資金を直系尊属から贈

与された場合に一定の金額までが非課税になる制度です。平成27年中の贈与については、省エネルギー性や耐震性を備えた良質な住宅用家屋は1,500万円まで、それ以外は1,000万円まで非課税です。

### ③ 教育資金の一括贈与の特例

30歳未満の子や孫の教育資金として直系尊属が資金を拠出して金融機関に信託等した場合、贈与をうける人1人当たり1,500万円(学校等以外は500万円)まで非課税となる制度です。

### ④ 結婚・子育て資金の一括贈与の特例

20歳以上50歳未満の子や孫の結婚・子育て資金として直系尊属が資金を拠出して金融機関に信託等した場合、贈与をうける人1人当たり1,000万円(結婚資

金は300万円)までが非課税になる制度です(平成27年4月～)。

上記①については暦年課税制度と、②③④については暦年課税制度または相続時精算課税制度のどちらかと併用できます。特例を利用する場合には、贈与税額が0円の場合でも贈与税の申告の手続が必要です。

\* \* \*

「本当に必要なとき」に資産の承継が行えることは、子や孫の喜ぶ姿を見ることができ、贈与する側にとってもうれしいことです。そのためにも、日ごろから税制改正等の情報をキャッチし、余裕をもって相続対策を考えておきたいものです。

(注) 税制については平成27年1月時点の現行制度および27年度税制改正大綱を基に作成しており、今後変更となる可能性があります。また、各種特例の適用には一定の要件や期限がありますので、国税庁のホームページ等で詳細をご確認ください。

## 図1 相続税の基礎控除の縮小



## 図2 贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者	制限なし	60歳以上の父母または祖父母等
受贈者	制限なし	20歳以上の推定相続人である子 20歳以上の孫
届出	不要	必要(一度選択したら撤回できない)
控除	基礎控除(毎年110万円)	特別控除(複数年にわたり2,500万円)
税率	累進税率(10%～55%)	一律20%
相続時	相続開始前3年以内の相続人等に対する贈与のみ、贈与時の価額で相続財産に加算	相続時に贈与時の価額で相続財産に加算

### 解答

[クロスワードパズル]

1	カ	タ	オ	モ	イ	ウ
2	セ	ケ	ン		マ	ヒル
	イ		ガ	リ		ノウ
		ツ	ク	リ	オ	キ
3	ハ	ル		ク	モ	ア
4	シ	シ	ヨ		ナ	マズ
	ラ		コ	イ	ガ	タキ

シオヒガリ(潮干狩り)

# 住友ゴム連合企業年金基金の

# ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：srikikin

パスワード：10050を入力してください。



ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>

## クロスワードパズル

タテ・ヨコのカギをヒントにマス目を埋めて、クロスワードパズルを解いてみてください。

最後に「チュウリップ」が入ったマス目の文字を組み合わせると解答になります。



### ヨコのカギ

- 1 好いているのに好いてもらえない
- 2 渡る——に鬼はなし
- 3 若草が芽吹き、鳥がさえずるあたたかな季節
- 4 図書館で働く人がよく持っている資格
- 6 料理する時間がないから——のおかずで食事を済ませた
- 8 すしを食べながら口直しにつまむ
- 10 お互いに同じ相手を好いている
- 12 ——をつかむような話だなあ
- 14 太陽が高く上がっているころ
- 16 地震を予知して暴れるとも言われる魚
- 18 つめを隠しているタカにはあるのかな

1	5	7		13		20
2				14		17
		8	11			18
	6			15		
3			12			21
4		9		16		19
		10				

- 21 ボタモチやお汁粉に使われるマメ
- 20 年には2月29日があります
- 19 世界を——にかけて活躍している
- 17 総——造りの家を建てた
- 15 馬面だなんて失礼だな、——つて言ってくれよ
- 13 家族がくつろぐ部屋
- 11 飛行機が滑走路から——した
- 9 縦のものを——にもしない不精者
- 7 民族——、コンクール、——堂
- 6 既製服のこと
- 5 ——を割ったような性格だ
- 3 天井や屋根を支える材
- 1 太陽系で、地球の1つ外側

### タテのカギ

クイズの解答はP.7をご覧ください。